し千代の君臣合体を感ぜり

保科肥後守正之法度の事

保科肥後守大身に任ずるまし頃家の法令家司打寄
吟味して出すべしと申知有しかれ数日詮議して
書付差出した里第一の十条に喧嘩口論堅く停止
とあるを我肥後守咎免ひ平日武家法度を立家ハ武
道第吟味よるを我招まとの法式なれば其創法に
喧嘩口論停止と申付んに其法外なる事何れも
堪忍せよと教ずるならハ名士ハ稱名を恥とす人に

恥しめられたらんにハ何ぞこらへん咎るならハ喧嘩無
覚悟の前之吟味の仕知汝ハ筋道違ひて数十ヶ条に及ぶ
とり創法今時無法と犯すことの絶て違犯の者出来れば
法令の恥之肖ゝせぬ様にいかにも省略して十余ヶ条より
違へからぬとて悉く改名ゆる内御子源君　大樹へ對
し奉国事不義の振廻有しも必一味仕屋ならんと載せら
れしに主極の忠貞武一事りんへてり熱心同付横目役人
いかゆと注進訴ても武士のきつけをもつさせることのを
を罪せらるゝ事たりしと